	き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。	

（２）従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（３）サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の１割を上限）を事業者にお支払いただきます。

（令和６年４月１日改正）

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
身体介護	30 分未満	2,560 円	**256 円**
	30 分以上１時間未満	4,040 円	**404 円**
	１時間以上１時間 30 分未満	5,870 円	**587 円**
	１時間 30 分以上２時間未満	6,690 円	**669 円**
	２時間以上２時間 30 分未満	7,540 円	**754 円**
	２時間 30 分以上３時間未満	8,370 円	**837 円**
	３時間以上	9,210 円	**921 円**
	３時間以上 30 分増すごとに加算	830 円	**83 円**
通院等介助（身体介護を伴う場合）	30 分未満	2,560 円	**256 円**
	30 分以上１時間未満	4,040 円	**404 円**
	１時間以上１時間 30 分未満	5,870 円	**587 円**
	１時間 30 分以上２時間未満	6,690 円	**669 円**